

# 民事訴訟法

(問題)

2022年度

## 注意事項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（80点）

Xは、建築業を営む訴外Aに長年にわたって建築資材を提供してきた建材業者である。Xは、2019年7月10日に、外壁材を代金250万円でAに売り渡したが（以下、「本件売買契約」という。）、その代金（以下、「本件売買代金」という。）が未回収のうちに、Aが同年9月10日に突然交通事故で死亡してしまった。そこで、Xは、Aとともに建築業を営み、Aの唯一の相続人である息子Yに対して、本件売買代金の支払いを求めたが、Yは、いつもAと一緒に仕事をしてきたものの、そのような仕入れをしたことをAから聞いたことはないとして、支払いを拒絶した。そのため、Xは、Yを被告として、同年12月15日に本件売買代金の支払いを求める訴え（以下、「前訴」という。）を提起した。

前訴において、Yは、本件売買契約締結の事実を争ったが、裁判所は、Xが提出した帳簿の記載等の証拠から、本件売買契約締結の事実は認められ、その代金が未払いのままであるとの心証に達し、Xの請求を認容する判決を言い渡した。Yは、当時他に何ら証拠がないことから、争うことをあきらめ、控訴せず2020年3月20日に上記判決は確定した（口頭弁論終結の日は同年2月20日）。しかし、その後Aの遺品等を整理していたYは、AがXの倉庫の改修工事を請け負い、2019年5月末にその改修を終え、その工事代金250万円（以下、「本件工事代金」という。）と、本件売買代金を2019年8月中には相殺する予定であるとの記載があるメモ書き（以下、「本件メモ」という。）を発見した。そこでYは、当時の資料等を調査したところ、確かにAは一定期間Yとは別の現場に行っていた時期があり、Yの帳簿上も、上記の倉庫改修工事に関しては、材料の仕入れをした等の記載はあるものの、工事代金の支払を受けた旨の記載がないことが判明した。Yが本件メモを発見したのは2020年4月15日であったが、Aが実際に相殺をなしたか否かは、Yが調査した範囲では判然としなかった。

そこで、Yは、本件工事代金を自働債権、本件売買代金を受働債権として相殺をしたことを理由として、Xに対して本件売買代金債務不存在確認の訴え（以下、「後訴」という。）を提起することにした。この場合、前訴確定判決の既判力の後訴への作用が、Aが生前にXに対して相殺の意思表示をしていた場合と相殺の意思表示をする前に死亡していた場合とではどのように異なるかを明らかにした上で、Yとしては、後訴においてどのような主張をなすべきかを答えよ。

なお、後訴については、訴えの利益の存否に関する検討は不要とする。

〔以下余白〕



